

## IASC財団のガバナンス向上に向けた市場規制当局による取組み(要約)

今般、欧州委員会、金融庁、IOSCO、米SECは、IASC財団の組織の枠組みを強化するための改革を提案。

本提案は、国際財務報告基準(IFRS)が世界で広く利用されるようになってきていること等を踏まえ、国際会計基準審議会(IASB)及びIASC財団の説明責任を強化することを目的としている。

IASC財団に対するモニタリングを強化するために、2008年開始予定のIASC財団の定款レビュー作業にあわせ、新たに「モニタリング・ボディー」を設立することを提案している。

本提案では、本「モニタリング・ボディー」は規制当局から構成され、以下の役割を担うものとされている。

IASC財団の評議員と定期的に会合を持ち、IASBの作業計画について議論し、レビューし、コメントする。IASC財団及びIASB議長は、関連当局と対話を持つことが期待される。

IASC財団の評議員等とともに、IASC財団の評議員候補の選定作業に参画する。更に評議員候補の最終承認を行う。

IASBの基準設定プロセスの監督及び資金調達のための評議員による手続をレビューする。

IASC財団とともに、IASBによる影響度評価(又は費用対効果分析)を更に向上させ、客観的な手続を確立するよう、取り組んでいく。

本提案に際し、提案者から以下の声明が発出されている。

「IFRSは世界で広く利用されるようになってきている。グローバルな会計基準の開発に責任を持つ設定主体に対する利用者の信頼を引き続き確保することは、我々共通の関心事である。そのため、IASBとIASC財団が取るべきステップは、投資家保護と市場規制に責任を有する規制当局に対して説明責任を履行する体制を確立することである。我々は、その目的達成のため、互いに協力していくつもりである。」

(注)IOSCOは、証券監督者国際機構、米SECは、米証券取引委員会、IASC財団は、国際会計基準委員会財団、を指す。